

保証書

登録No.00〇〇〇

20〇〇年〇月〇日

| | | |
|-----|-----|----------------|
| 所有者 | ご氏名 | 〇〇〇 〇〇〇 様 |
| | ご住所 | ××市××〇条〇丁目〇番〇号 |

今回の契約内容の工事について下記の保証をいたします。

記

1、保証期間

保証期間は工事完了日から保証区分に基づいた年数といたします。

2、保証内容

- 保証期間中に瑕疵が現われ当社がそれを認めた場合は無償で、当該部品の取替え、または補修をいたします。ただし期間満了後はお申し出の取替えまたは補修は実費にて実施します。
- ② 附帯設備および附帯施設については工事完了時に取替え、または補修のお求めがなければ保証いたしません。ただしかかれた瑕疵については工事完了後から6ヶ月の担保の責任を負います。
なお附帯設備および附帯施設のうち製造業者の保証のあるものについては当該保証に拠ります。

3、適用除外

保証期間内にも次の場合は適用を除外させていただきます。

- ① 当社の仕様または、構造に影響を及ぼす増改築や変更が加えられ、これが原因と認められる破壊や事故。
- ② 工事完了後故意過失および日常の手入れを怠ったため発生した破壊、損害。
- ③ 天災、その他不可抗力に起因する破壊、損害。

札幌市北区新琴似10条17丁目1番15号

(株)アーキテックプランニング

代表取締役 相馬 哲也

印

別表(長期保証基準)

| 保証対象部分 | 基本的性能 | 保証期間 | 長期保証基準 |
|---|---------------|------|--|
| (基礎) 基礎及び基礎ぐいをいい、 アプローチ、ポーチ、玄関 土間、犬走りテラス等は 含まない | 上部構造の 水平支持 | 10年 | 基礎は、沈下、不等沈下等により、次のような現象が生じるまで、基本的性能が損なわれてはならない。 なお、基礎にコンクリートの収縮による軽微な亀裂が生じるのは、通常避けることのできない現象であり、基本的性能を損なうものではありません。 (現象) 1、住宅の廻りの段、階段が著しく隆起し生活に支障がある。 2、1階の床に不陸が生じている。 3、基礎に構造亀裂が発生している。 4、補修費が、再建築費の20%以上になる損害が生じている。 |
| (柱、はり等) 土台、柱、はり、桁 筋かい等をいう。 | 荷重の支持 | 10年 | 柱、はり等は、傾斜、たわみ、破損等により、次のような現象が生じるまで、基本的性能が損なわれてはならない。 なお、柱、はり等に木材の乾燥による亀裂又はコンクリートの収縮による亀裂が生じるのは、通常避けることのできない現象であり、基本的性能を損なうものではありません。 (現象) 1、柱・はり・壁に構造亀裂、ねじれ、脱落等が生じている。 2、補修費が、再建築費の20%以上になる損害が生じている。 |
| (床) 表面仕上部分を除く。 | 水平支持 | 10年 | 床は、不陸、たわみ、破損等により、次のような現象が生じるまで、基本的性能が損なわれてはならない。 (現象) 1、建具の開閉が困難で調整が不能である。 2、歩行等に伴う振動が著しい。 3、床に構造亀裂が発生している。 4、補修費が、再建築費の20%以上になる損害が生じている。 |
| (壁) 内装、外装の表面仕上げ 部分を除く。 | 荷重の支持 | 10年 | 壁は、傾斜、たわみ、破損等により、次のような現象が生じるまで、基本的性能が損なわれてはならない。 なお、コンクリート、しっくい等による壁に、材料の収縮による軽微な亀裂又はすき間が生じるのは通常避けることのできない現象であり、基本的性能を損なうものではありません。 (現象) 1、壁に構造亀裂が生じている。 2、補修費が、再建築費の20%以上になる損害が生じている。 |
| | 防水 | 10年 | 外壁は、雨水が浸入して室内仕上面を汚損し、又は室内にしたたるまで、基本的性能がそこなわれてはならない。 |
| (屋根) 下地及び仕上げ部分を いう。 | 防水 | 10年 | 屋根は、雨水が浸入して室内仕上面を汚損し、又は室内にしたたるまで、基本的性能が損なわれてはならない。 |
| (屋根) 下地及び小屋組みをいう。 | 荷重の支持 | 10年 | 屋根は、破損、たわみ等により、次のような現象が生じるまで、基本的性能が損なわれてはならない。 (現象) 1、部材又はその接合部に構造的破損が生じている。 2、補修費が、再建築費の20%以上になる損害が生じている。 |

別表(短期保証基準)

| 保証対象部分 | 保証期間 | 短期保証基準 |
|--|------|---|
| (土工事) 盛土、埋戻し及び 整地を行った部分 | 2年 | 盛土、埋戻し及び整地を行った部分は、沈下、陥没、隆起、敷地の排水不良等の現象が生じ、使用上の不都合をきたしてはならない。 なお、これらの部分に多少の沈下等が生じるのは避けられず、住宅の品質又は性能を損なうものではありません。 |
| (コンクリート工事) アプローチ、ポーチ、 玄関土間、犬走り、テラス等 主要構造部以外の コンクリート部 | 2年 | アプローチ、ポーチ、玄関土間等のコンクリート部分は、著しい沈下、ひび割れ、不陸、隆起、主要構造部とのはだわかれ等の事象が生じてはならない。 なお埋め戻し部分に多少の沈下等が生じるのは避けられず、住宅の品質又は性能を損なうものではありません。 |
| (木工事) 床、壁、天井等、屋根、階段 等の木造部分 | 2年 | 木造部分は、木材の変形、変質により著しいそり、すきま、割れ、きしみ等の事象が生じてはならない。 なお、木材は年月の経過により収縮するものであり、羽目板、縁甲板、中木、集成材等に多少の多少のすきまができるのはやむをえないことであり、住宅の品質又は性能を損なうものではありません。 |
| (玄関ドア・建具工事) | 2年 | 玄関ドア及び建具は、木部又は丁番の変形、変質により著しいそり、すきま、割れ、きしみ等の現象が生じ、開閉に支障が生じてはならない。 |
| (ボード、表装工事) 床、壁、天井等のボード 、表装工事部 | 2年 | ボード、表装工事部分は、仕上材の剥離、変形、変質又は著しい浮き、すき、しみ等の事象が生じ、その機能及び美観を損なってはならない。 |
| (左官、タイル工事) 壁、床、天井等の 左官工事部分 | 2年 | モルタル、プラスター、しっくい等の仕上部分及びタイル仕上の目地部分は、剥離、変退色、著しいひび割れ等の現象が生じ、その機能及び美観を損なってはならない。なお、これらの部分に軽微なひび割れが生じるのは通常避けられず、住宅の品質又は性能を損なうものではありません。 |
| (組積工事) コンクリートブロック、 れんがなどの組積による 内、外観 | 2年 | 組積工事の目地部分は、亀裂、破損、仕上げ材の剥離等の現象が生じ、その機能及び美観を損なってはならない。 なお、これらの部分に軽微なひび割れ、組積表面の軽微な段差、凹凸は通常生ずるものであり、住宅の品質又は性能を損なうものではありません。 |
| (塗装工事) 塗装仕上面 (工場塗装を含む) | 2年 | 塗装仕上面は、白華、はがれ、亀裂等の事象が生じ、耐久性及び美観を損なってはならない。 |
| (屋根工事) 屋根仕上部分 | 2年 | 屋根ふき材は、著しいずれ、浮き、変形、腐食、破損等の現象が生じ、その機能及び美観を損なってはならない。 |
| (防水工事) 浴室等の水廻り部分 | 2年 | 浴室等の水廻り部分は、タイル目地の劣化、防水層の破断、水廻り部分と一般部分の接合部の防水不良等により、通常の使用状態で水漏れが生じてはならない。 |
| (防虫工事) 軸組、壁等の防虫処理を 行った部分 | 2年 | 軸組、壁等の防虫処理を行った部分は、白蟻、ヒラタキクイムシ等の食害により、損傷が生じてはならない。 なお、これらの食害を完全に防止することは困難です。 |
| (鍔金物工事) とい | 2年 | といは、脱落、破損、たれ下り、著しい腐食等の現象が生じ、その機能を損なってはならない。 |
| 水切、雨押えの金属板 | 2年 | 水切、雨押えの金属板は、継手のはがれ、浮き、著しい腐食等の現象が生じ、下地材への雨水の浸入防止機能を損なってはならない。 |
| (電気工事) 配管、配線 コンセント・スイッチ | 2年 | 配管、配線は接続・支持不良、腐食、破損等が生じてはならない。 コンセント、スイッチは、取付不調、作動不良等が生じてはならない。 |
| (給水、給湯、 温水暖房工事) 配管 | 2年 | 配管は、接続・支持不良、電食、腐食、折損等の現象が生じてはならない。 配管は、結露により他の部材を著しく劣化させてはならない。 |
| 蛇口、水栓、トラップ | 2年 | 蛇口、水栓、トラップは、取付不調、作動不良が生じてはならない。 |
| 厨房・衛生器具 | 2年 | 厨房・衛生器具は、取付不調、水漏れ、排水不良、破損、作動不良が生じてはならない。 |
| (排水工事) 配管 | 2年 | 配管は、勾配、接続、固定不良等による排水不良が生じてはならない。 配管は、結露により他の部材を著しく劣化させてはならない。 |
| (ガス工事) 配管 | 2年 | 配管は、接続・支持不良、腐食、破損等の現象が生じてはならない。 |
| ガス栓 | 2年 | ガス栓は、取付損、不調、破作動不良等が生じてはならない。 |

【免責責任】 次の場合に発生した品質性能基準違反については、補修の責任を負わない。

- 1、植物の根等の成長が原因の場合
- 2、竣工後、ベランダ、物干しもしくは水槽等の重量物を屋根に載せ、又は保証業者以外の者がそれらの取付工事もしくはアンテナ工事等のため屋根に上ることにより損傷を与えた場合。
- 3、重量車両の通行による振動等が原因の場合。
- 4、石油ストーブ、ガスストーブ等を十分な換気を行わずに長期間使用した場合。
- 5、暖房器機の上で水を沸騰させる等多量に加湿した場合。
- 6、小鳥等の巣により換気口がふさがれた場合。
- 7、多雪地域以外の地域において、雪によりといが脱落、破損又はたれ下がった場合。